

## マル経融資（経営改善資金貸付）のご案内

この融資制度は、小規模事業者が、商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

### 〔利用できる方〕

規 模	商業・サービス業 : 常時使用する従業員5人以下 製造業・その他 : 常時使用する従業員20人以下 (但し、法人役員、家族従業員、パートは除く)
業 種	日本政策金融公庫の融資対象業種であること。
納 税	確定申告をし、所得税（法人税）・事業税・住民税を完納している方。
営業年数	最近1年以上豊能町内において継続して商工業を営んでいること。
経営指導	商工会の経営指導を従前から受けておられる方。（6ヶ月以上）

### 〔融資の条件〕

資 金 の 使 途		融資限度額	返済期間	年 利
設備資金	・店舗、事務所等改装資金 ・機械等設備資金 ・営業用車両等購入資金 など	1,500万円	10年以内	1.55% (固定金利)
運転資金	・商品（材料）仕入資金 ・買掛金（支払手形）決済資金 ・諸経費の支払資金 など		7年以内	

\* 利率は、4月30日現在のものであります。申し込み時にご確認下さい。

### 〔申し込み時にご用意いただくもの〕

① 実 印	⑤ 借入金のある場合は、借入金返済案内書等（住宅ローンを含む）
② 前年・前々期の確定申告書・決算書（決算後3ヶ月を経過している場合は最近の試算表）	⑥ 自宅・店舗等の不動産登記簿謄本または固定資産評価証明書（土地・建物）
③ 所得税（法人税）・事業税・住民税の領収書または納税証明書	⑦ 登記簿謄本（法人の場合）
④ 最近の事業内容、資産内容の確認できるもの（帳簿、預金通帳等）	⑧ 見積書（設備資金の場合）
	⑨（決定時）印鑑証明書

ご相談・お申し込みは、豊能町商工会まで

Tel 739-1647 E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp